

学校法人長崎総合科学大学 役員報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は、寄附行為第40条及び寄附行為実施規則第14条の規定に基づき、この法人の役員に対する報酬等の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で役員とは、理事、監事又はこれらに準ずる身分で顧問等の職名をもって臨時に任命された者をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬とは本俸としての報酬又は専任教職員である者が役員を兼ねる場合の役員手当をいう。

- 2 役員報酬の額は、常勤又は非常勤並びに専任又は兼担の区分に従い別表に定める。
- 3 役員報酬の額は、必要に応じて理事会の議決を得て改定することができる。ただし、改定がなされた当該役員任期中は、原則として報酬額の再改定を行わない。
- 4 役員報酬の支給方法及び支給日については、給与規程を準用する。
- 5 新たに役員となった者には、その日から役員報酬を支給し、役員が辞任又は退任した場合は、その日まで役員報酬を支給する。
- 6 役員報酬の支払いにあたっては、支給総額から諸法令に基づく税金等を控除する。
- 7 役員身分間の異動により、役員報酬の額が月の中途において変動することとなった場合には、変動前後のそれぞれの額について日割り計算を行い、その合計額をその月の役員報酬の額とする。

(給与の適用除外)

第4条 専任教職員である役員が、別途本学給与規程により給与の支給を受けるときは、同規程第25条、第26条の適用を行わないものとする。

(交通費)

第5条 役員としての職務の執行のため、来学又は業務に要する交通費用については、次により支給する。

- (1) 常勤の役員については、旅費規程の定めるところによる。
- (2) 非常勤の役員及び評議員については、非常勤役員等の旅費規程で定める。

(例外規定)

第6条 役員報酬等の支給に関し、本規則に定めのない事項又は本規則により難い場合は、常務理事会の議を経て理事長がその都度取扱いを定めることができる。

(公表)

第7条 この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改定)

第8条 この規則の改定は、理事会が決定する。

- 付 則**
- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
 - 2 この改定規程は、平成2年11月1日から施行する。

- 3 この改定規程は、平成3年6月1日から施行する。
- 4 この改定規程は、平成6年8月1日から施行する。
- 5 平成7年4月1日より呼称を規則に改める。
- 6 この改定規則は、平成11年12月1日から施行する。
- 7 この改定規則は、平成18年6月1日から施行する。
- 8 この改定規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 9 この改定規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 10 この改定規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 11 この改定規則は、令和元年11月23日から施行する。

学校法人長崎総合科学大学 役員の報酬額および手当額

平成30年6月1日改正

職名	報酬・手当	金額 (単位：円)	備考
理事長	専任（報酬）	700,000	
副理事長	専任（報酬）	650,000	
常務理事	学長（報酬）	特別給13号俸	
	専任（報酬）	540,000	
	非常勤（報酬）	その都度報酬額決定	
	教職員と兼担 （手当）	67,500	
	特別給受給者と 兼担（手当）	専任（報酬）と 特別給との差額	
学内理事	専任（報酬）	450,000	
	教職員（特別給受給者 含）と兼担（手当）	37,500	
学外理事	（報酬）	22,500	
学外監事	（報酬）	50,000	
特別顧問	（報酬）	22,500	
顧問	（報酬）	22,500	

1. 学長（報酬）は、学内専任教職員及び学外からの採用者に対して年齢に関係なく、職務報酬として支給する。
2. 役員手当てには学内の教育職及び事務職に係る役職手当が含まれているものとする。（「役員手当ての支給に関する細則」第4条の適用）